

## ※希望者のみ

### 緊急通報システムにおけるお預かりした鍵の取扱いについて

1. 受託業者は、次のような場合において、利用者からお預かりした鍵を使用し入室します。
  - ① 緊急通報装置のボタンを押して救急要請を行ったが、施錠されており受託業者が入室できない場合。
  - ② 緊急通報装置のボタンを押したが、声が発せない状態で、受託業者が安否確認できない場合。
  - ③ 誤って緊急通報装置のボタンを押したが、誤ってボタンを押したことに気づかず、受託業者からの安否確認の電話や訪問にも応答がない場合。
2. 利用者が自宅の鍵を紛失する等「緊急通報の目的以外の個人的な理由」による開錠の依頼には一切応じませんので予めご了承ください。（ご自身で鍵業者等に依頼してください。）また、親族等を含む第3者からの開錠依頼についても同様とします。
3. 緊急通報システムの解約時に、利用者もしくはその親族に連絡がとれず、所在不明で利用者からお預かりした鍵が返却できない場合は、受託業者でその鍵を処分いたします。

### 緊急通報システムを利用されるみなさまへ

#### 《鍵の預かりについて》

ご自宅に装置を取付けるときに、受託業者がご自宅の鍵を1組お預かりします。引き換えに「預り証」をお渡しすることで、鍵の受領について確認いただきます。

お預かりした鍵は、責任を持って厳重に管理・保管を行います。また、利用者からの緊急通報時等にお預かりした鍵を使用する場合においても、その取扱いには十分注意します。詳しくは、申請時におたずねください。

※ 利用登録カードは、控用に写し(コピー)をお返しします。（決定通知書送付時に同封します。）

